

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 25 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項各号、第 29 条第 3 項第 2 号及び第 30 条第 2 項各号の規定による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
(利用者負担)				(利用者負担)			
第3条 ……略……				第3条 ……略……			
2 ……略……				2 ……略……			
3 前2項に規定する市が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。				3 前2項に規定する市が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。			
(1)及び(2) ……略……				(1)及び(2) ……略……			
(3) <u>特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち、最年長者である満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）</u> 別表に定める額				(3) <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子ども（以下「満3歳未満保育認定子ども」という。）</u> 別表に定める額			
(4) <u>特定被監護者等が2人以上いる場合において、特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども</u> 0円							
4 ……略……				4 ……略……			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定を受	階	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定を

層		を受けた場合		層		を受けた場合		を受けた場合	
						第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親の世帯	0円	0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親の世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同	0円	0円	B	A階層を除く当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については前年度分。以下同	0円	0円	0円	0円

	じ。)市町村民税に係る法第30条の4第3号に定める市町村民税世帯非課税者の世帯								
C	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税が課税される世帯(以下「市町村民税課税世帯」という。)のうち、均等割(地方税法(昭和25年法律第226号)第328条に規定する所得割を含む。)のみ課税されるもの		<u>4,200円</u>	<u>4,100円</u>					
D-1	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税課税世帯	24,300円未満	<u>5,200円</u>	<u>5,100円</u>					
D-2	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税課税世帯	24,300円以上48,600円未満	<u>6,300円</u>	<u>6,100円</u>					
D	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税課税世帯	48,600円以上	<u>7,300円</u>	<u>7,100円</u>					
C	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税が課税される世帯(以下「市町村民税課税世帯」という。)のうち、均等割(地方税法(昭和25年法律第226号)第328条に規定する所得割を含む。)のみ課税されるもの		<u>4,200円</u>	<u>4,100円</u>	<u>2,100円</u>	<u>4,100円</u>	<u>2,050円</u>		
D-1	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税課税世帯	24,300円未満	<u>5,200円</u>	<u>5,100円</u>	<u>2,600円</u>	<u>5,100円</u>	<u>2,550円</u>		
D-2	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税課税世帯	24,300円以上48,600円未満	<u>6,300円</u>	<u>6,100円</u>	<u>3,150円</u>	<u>6,100円</u>	<u>3,050円</u>		
D	A階層及びB階層を除く当該年度分市町村民税課税世帯	48,600円以上	<u>7,300円</u>	<u>7,100円</u>	<u>3,650円</u>	<u>7,100円</u>	<u>3,550円</u>		

— 3	帯で、 その市 町村民 税所得 割合算 額が次 の区分 に該当 する世 帯	上 64,700 円 未満			— 3	帯で、 その市 町村民 税所得 割合算 額が次 の区分 に該当 する世 帯	上 64,700 円 未満				
D — 4		64,700 円以 上 80,800 円 未満	<u>8,400円</u>	<u>8,200円</u>	D — 4		64,700 円以 上 80,800 円 未満	<u>8,400円</u>	<u>4,200円</u>	<u>8,200円</u>	<u>4,100円</u>
D — 5		80,800 円以 上 97,000 円 未満	<u>10,400円</u>	<u>10,200円</u>	D — 5		80,800 円以 上 97,000 円 未満	<u>10,400</u> 円	<u>5,200円</u>	<u>10,200</u> 円	<u>5,100円</u>
D — 6		97,000 円以 上 115,000 円 未満	<u>12,500円</u>	<u>12,200円</u>	D — 6		97,000 円以 上 115,000 円 未満	<u>12,500</u> 円	<u>6,250円</u>	<u>12,200</u> 円	<u>6,100円</u>
D — 7		115,000 円以 上 133,000 円 未満	<u>15,600円</u>	<u>15,300円</u>	D — 7		115,000 円以 上 133,000 円 未満	<u>15,600</u> 円	<u>7,800円</u>	<u>15,300</u> 円	<u>7,650円</u>
D — 8		133,000 円以 上 151,000 円 未満	<u>18,800円</u>	<u>18,400円</u>	D — 8		133,000 円以 上 151,000 円 未満	<u>18,800</u> 円	<u>9,400円</u>	<u>18,400</u> 円	<u>9,200円</u>
D — 9		151,000 円以 上 169,000 円 未満	<u>21,900円</u>	<u>21,500円</u>	D — 9		151,000 円以 上 169,000 円 未満	<u>21,900</u> 円	<u>10,950</u> 円	<u>21,500</u> 円	<u>10,750</u> 円
D —		169,000 円以 上 183,700 円	<u>25,000円</u>	<u>24,500円</u>	D —		169,000 円以 上 183,700 円	<u>25,000</u> 円	<u>12,500</u> 円	<u>24,500</u> 円	<u>12,250</u> 円

10		未満			10		未満				
D — 11		183,700円以上 198,400円未満	<u>28,100円</u>	<u>27,600円</u>	D — 11		183,700円以上 198,400円未満	<u>28,100円</u>	<u>14,050円</u>	<u>27,600円</u>	<u>13,800円</u>
D — 12		198,400円以上 213,100円未満	<u>31,200円</u>	<u>30,600円</u>	D — 12		198,400円以上 213,100円未満	<u>31,200円</u>	<u>15,600円</u>	<u>30,600円</u>	<u>15,300円</u>
D — 13		213,100円以上 227,800円未満	<u>34,400円</u>	<u>33,800円</u>	D — 13		213,100円以上 227,800円未満	<u>34,400円</u>	<u>17,200円</u>	<u>33,800円</u>	<u>16,900円</u>
D — 14		227,800円以上 242,500円未満	<u>37,500円</u>	<u>36,800円</u>	D — 14		227,800円以上 242,500円未満	<u>37,500円</u>	<u>18,750円</u>	<u>36,800円</u>	<u>18,400円</u>
D — 15		242,500円以上 257,200円未満	<u>40,600円</u>	<u>39,900円</u>	D — 15		242,500円以上 257,200円未満	<u>40,600円</u>	<u>20,300円</u>	<u>39,900円</u>	<u>19,950円</u>
D — 16		257,200円以上 271,900円未満	<u>43,700円</u>	<u>42,900円</u>	D — 16		257,200円以上 271,900円未満	<u>43,700円</u>	<u>21,850円</u>	<u>42,900円</u>	<u>21,450円</u>
D — 17		271,900円以上 286,600円未満	<u>46,800円</u>	<u>46,000円</u>	D — 17		271,900円以上 286,600円未満	<u>46,800円</u>	<u>23,400円</u>	<u>46,000円</u>	<u>23,000円</u>

D — 18	286,600円以上 301,000円未満	<u>50,000円</u>	<u>49,100円</u>
D — 19	301,000円以上 349,000円未満	<u>51,600円</u>	<u>50,700円</u>
D — 20	349,000円以上 397,000円未満	<u>52,500円</u>	<u>51,600円</u>
D — 21	397,000円以上	<u>54,400円</u>	<u>53,400円</u>

備考

1 ……略……

D — 18	286,600円以上 301,000円未満	<u>50,000</u> 円	<u>25,000</u> 円	<u>49,100</u> 円	<u>24,550</u> 円
D — 19	301,000円以上 349,000円未満	<u>51,600</u> 円	<u>25,800</u> 円	<u>50,700</u> 円	<u>25,350</u> 円
D — 20	349,000円以上 397,000円未満	<u>52,500</u> 円	<u>26,250</u> 円	<u>51,600</u> 円	<u>25,800</u> 円
D — 21	397,000円以上	<u>54,400</u> 円	<u>27,200</u> 円	<u>53,400</u> 円	<u>26,700</u> 円

備考

1 ……略……

2 令第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合における利用者負担額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）のうち最年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、第2子の利用者負担額を適用する。

(2) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定

2 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合における特定被監護者等のうち、最年長者である満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、この表における利用者負担額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（府令第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する。

(2) 当該年度分の市町村民税所得割合算額が77,101円未満である。

子どもについては、第2子の利用者負担額を適用する。

(3) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。

(4) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。

(5) 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。

3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月においてひとり親世帯等（府令第22条各号に掲げる者が属する世帯をいう。）に該当する場合における利用者負担額は、当該年度分の市町村民税所得割合算額が77,101円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の満3歳未満保育認定子どもについては0円とする。

(2) 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における満3歳未満保育認定子どもについては、0円とする。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、令和5年10月1日から適用する。

2 この条例による改正後の立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和5年10月分からの利用者負担額について適用し、同年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。